

山梨県環境影響評価等技術審議会概要

甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業
及び（仮称）地域振興施設整備事業に係る環境影響評価準備書

日時 平成23年9月8日 14:30～17:00

会議出席者

<環境影響評価等技術審議委員>

片谷教孝会長、石井信行委員、大久保栄治委員、工藤泰子委員、坂本康委員、杉山憲子委員
田中章委員、角田謙朗委員、早見正一委員、福原博篤委員、湯本光子委員

<事業者>

甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合：石原局長、戸澤総務課長、橘田建設課長、上野用地課長
堀口、小田切、佐藤、石原

財団法人山梨県環境整備事業団：丸山所長、大原業務課長
村松業務係長、清水業務係長、渡邊主任

笛吹市：ごみ減量課 橘田

エイト日本技術開発株式会社：村山、大谷、大矢、佐倉

環境整備課：串原副主査、齊藤主任

<事務局>

森林環境部 窪田敏男参事

環境創造課 小林明課長、深澤鉄朗総括補佐、丸山哲夫課長補佐、土橋史主査
望月剛専門員、岩浅真利子技師

次第

- 1 開会
- 2 森林環境部参事あいさつ
- 3 議事
 - 1) 甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び（仮称）地域振興施設整備事業に係る環境影響評価準備書について
 - 2) その他
- 4 閉会

資料

- 1) 知事意見骨子（案）、意見整理表
- 2) 関係市長意見
- 3) 環境影響評価等技術審議会議事録（平成23年8月2日）
- 4) 環境影響評価等庁内調整会議幹事会概要（平成23年8月11日）
- 5) 新山梨環状道路北部区間の都市計画案、及び環境影響評価準備書の縦覧と説明会の開催について

1 開会

(進行 丸山課長補佐)

本日は、皆様にはご多忙のところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまより、山梨県環境影響評価等技術審議会を開催させていただきます。

本日の案件につきましては、事業者により平成23年7月28日まで意見の聴取が行われ、8月1日に『意見の提出がなかった』旨の通知がありました。

このため、今後、11月28日までに知事意見を述べることとなります。

また、事務局から、8月31日までの期限で、関係市及び庁内調整会議幹事会に意見を照会いたしました。

本審議会におきましては、平成23年8月2日に現地調査及び検討をいただいているところがございます。今回は、前回に引き続きまして、検討を行う中で技術審議会としてのご意見をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

2 あいさつ

(進行 丸山課長補佐)

議事に入る前に、窪田森林環境部参事より、ごあいさつを申し上げます。

(窪田森林環境部参事)

森林環境部の窪田でございます。

本日は委員の皆様方にはお忙しいところ、また台風一過の残暑厳しい折に、お時間を割いていただきまして、本当にありがとうございます。

今回の、甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場等整備事業の案件につきましては、前回8月2日の審議会におきまして現地調査をお願いしまして、また事業者の説明、その後の若干のご議論をいただいているところがございます。

本日の審議会におきましては、委員の皆様方に前回いただいた意見、またその後の委員の皆様方からいただいた意見、関係市ということで笛吹市・甲府市からいただいた意見、県庁内の関係課で構成しております庁内調整会議というものがありますが、その幹事会を開きまして、その中でいただいた意見、こういうものを踏まえまして、事務局で知事意見の取りまとめということで、たたき台として、お手元に配布してあります「整理表」という名前になっておりますが、「知事意見の骨子(案)」ということでまとめさせていただいております。詳細につきましては後ほど説明させていただきますが、項目としては37項目、その他にまだ未整理の項目が5項目ございまして、この項目についてご議論いただきたいと思います。

限られた時間ではございますが、よろしくご審議の程お願いいたします。本日はよろしくお願いいたします。

3 議事

(進行 丸山課長補佐)

本日は、14名の審議会委員のうち、11名のご出席をいただいておりますので、山梨県環境影響評価条例第47条第11項に規定される、2分の1以上の出席が得られましたので、本審議会が成立していることをご報告いたします。

それでは議事に入るわけですが、技術審議会を円滑に進行するため、傍聴人の皆様に、次の点についてご協力をお願いいたします。

会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。また、その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

それでは、これより次第に従いまして、議事に入らせていただきます。

本審議会の議長は、条例第47条第10項の規定により、会長があたることとなっておりますので、片谷会長に議事進行をよろしくをお願いいたします。

(片谷会長)

はい、それでは早速、議事に入ります。

暑い中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。やはり東京都内より残暑の厳しさというのが一段階違うというのが駅を降りた途端に感じた次第でございます。この建物は涼しくて、大変快適でございます。

いつものことでございますけれども、案件の審査に入る前に、本審議会の運営方法について確認をさせていただきます。

本審議会につきましては、平成17年7月8日の技術審議会においてご議論いただきましたとおり、この制度の主旨でございます「公平性・透明性」を確保するため、審議そのものについても、広く公開する中で行う必要があることから、

- ・動植物の希少種や個人情報に係る部分を除いて全て公開とする。

また、

- ・議事録については、発言者名を含む議事録を公開する。

ということになっております。この点について、ご確認をいただきまして、ご協力の程お願いいたします。

本日の審議の進行でございますが、次第でございますように1件の案件とその他という構成になっておりますが、この1件の案件「甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業、及び(仮称)地域振興施設整備事業」でございますけれども、これにつきまして最初に、事業者サイドからの補足説明を受けた後、質疑応答、それから、事務局で作成していただいております意見整理表についてご説明をいただき、技術審議会としての意見を取りまとめるために皆様のご意見をいただくという手順を進めてさせていただきたいと考えております。よろしくをお願いいたします。

議題 1) 甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び(仮称)地域振興施設整備事業 環境影響評価準備書について

(片谷会長)

それでは、議題の1番でございます。甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び(仮称)地域振興施設整備事業環境影響評価準備書に関する審議に入ります。

これから知事意見の形成に向けた検討に入って行くわけでございますけれども、それに先立ちまして、前回事業者から大変詳しいご説明をいただいておりますけれども、何か追加でご説明いただくようなことはございますでしょうか。

(事業者 村山)

特にございません。

(片谷会長)

では、事業者側からの追加説明は特にないというご回答でございますので、続きまして事務局からの資料等の説明をお願いしたいと思います。その前に配布資料の確認をしていただいたほうが良かったですかね。併せてお願いいたします。

(事務局 土橋主査)

まず最初に、資料の確認をさせていただきます。資料につきましては、まず資料1として、「知事意見に記載すべき事項(知事意見骨子(案))」が一式、それを形成するにあたって使用します「準備書知事意見整理表」、その次に「資料 方法書知事意見に対する事業者見解」、次に事業者から提供されました各コメントに対する添付資料ということで「(添付__B001資料)風高別安定度」と書かれている資料集が1つ、それから「方法書意見整理表」、これは前回宿題でいただきました、方法書の知事意見をまとめるときの意見の形成をどうやってしたかという資料になります。ここまでが資料1「知事意見骨子(案)、意見整理表」です。その次に資料2としまして「関係市長意見」ということで表裏になりますけれども、甲府市と笛吹市。資料4といたしまして庁内調整会議幹事会、先程お話が出ましたように庁内の関係課でどのような検討、説明会をする中で、意見がどうだったかという部分が資料4になります。資料5につきましては、今後の事業ということで、これはその他のところでお話をさせていただく予定の資料となります。以上が資料ですが、足りない資料等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。では、内容に入らせていただきます。

今回ご検討いただく主なもの、一番中心となるものが資料1「知事意見に記載すべき事項(知事意見骨子(案))」、これについて説明させていただきます。まず、これを取りまとめるまでの経緯の部分をご説明させていただきます。意見の状況につきましては、前回の技術審議会の中で出された意見は45意見ございまして、その中から順次置いていって、その次に審議会後に各委員さんからいただきました意見が31意見ありました。続きまして、関係市からは意見書は出されたのですが、内容としては『意見はございません』ということでした。続きまして庁内調整会議につきましては、トータルで44の意見が出ております。それにもう1つ、担当課としまして審査する中で気付いた点が17、トータルで120の意見がございました。これを環境影響評価の項目ごとに分類するような形になります。

その前に、この表の見方を、準備書知事意見整理表を見ていただく中で、この表の説明をこの時点でおいた方が良くと思いますので、説明させていただきます。まず1枚目を見ていただく中で、

ご説明させていただきます。1番最初にIDが振ってあります。これにつきましては、A、知、B、D、Fで始まるそれぞれの番号が振ってあります。これにつきましては、Aは8月の第1回の技術審議会でのいただいた意見、Bというのはその後委員の皆様からいただいた意見、Cはないんですけども、Dは庁内調整会議幹事会で提出された意見、知は前回方法書の知事意見に対する見解を引っばってきたものです。それと最後にFというのがありますが、これは当課で気付いた点について、意見の種類としては概ねその5つに分類してあります。

その隣に、分野。これにつきましては、全般的事項はイレギュラーな部分もございますが、基本的には準備書の目次に沿ったようなタイトルの付け方をしております。動植物・生態系については、景観が絡む部分もありまして、そういった関連する部分につきましては、一番若い目次の番号と、引用した関連する分野を後ろにつけさせてもらっています。3つ目の列として意見、これは、先程ちょっと説明させていただいた意見、技術審議会の場合は議事録をばらしてここに振り分けています。その隣の回答、これは事業者からの回答です。最後に、一番右側の取り扱い(1)、今回の審議会の事務局案としてありますが、これが今回の骨子の内容となります。1番最初のところを見ていただくと分かると思うのですが、01全般的事項と一番上のところにあって、下2つが同じ名前で項目名のみになっております。こういったところはこの3つの意見をあわせる中で、1つの意見を整理したという理解をしていただけるとありがたいです。

表につきましては、こういった形の中で、検討を進めていったということで、よろしくお願ひします。

まず、その中で骨子の取りまとめの手順ですけれども、先程も触れましたが、まず環境影響評価項目ごとに分類をしまして、それでまずこの整理表を作りました。各意見につきましては、全般的事項と評価項目と、もう1回取りまとめて整理する中で、知事意見の案文を形成していくような形になりました。

続きまして、骨子の概要に入らせていただきます。これにつきましては、まず、意見の傾向としましては、全般的事項としては、本手続きを事業に確実に反映していただきたいという実質的な反映を求める項目としました。個別的事項としましては、事業概要や周辺環境の保全、そういうところから造成工事に伴って発生する濁水、大規模な改変等が行われますのでそういった改変に対する保全対策、こういったものの割合が大きくなるような意見の整理となっております。

では、意見の細かいものに入っていきますが、9ページもあり、ダイジェスト的な説明をさせていただきますので、読み進める中でご確認をお願いいたします。

まず、一般的事項として7項目。これにつきましてはまず、環境影響評価手続の結果を事業に反映してくださいというのが01番です。02番、03番で専門家の意見、資料の取り扱いを丁寧にしてくださいという意見を入れてあります。04番につきましては、環境影響評価の程度に応じて保全措置を実施するという部分もありますので、どの程度の、どのような措置を講じるとかそういったところの考え方を整理するよにということ、これは前回、方法書の知事意見でも同じようなことが書いてありますが、改めて意見として述べさせていただきます。

その次に05番として、最終処分場の跡地に係る検討に関する事項。少しこれは長いですが、形状、若しくは土地利用の考え方、保全措置とのバランス、そういった部分を配慮していただきたいということを書いてあります。

06番、07番、この2つにつきましては、予測条件がちょっと明確でなかったところが若干ありますので、そういった部分については、予測の前提条件、おそらく計算の時にはきちんとされていると思うのですが、その部分が資料編等で確認できなかったという部分もありましたので、そういったところを追記していただきたいという部分になります。

8番以降につきましては、通常、知事意見でいう個別的事項という部分になります。まず、8番、

9番ですけども、大気汚染関連の項目です。ごみ処理施設に係る、短期予測の結果を整理していただきたいということ。逆転層等との関係、絡みもありまして、データを確認していただきたいということです。次にもう1点、供用後の廃棄物運搬車両の運行計画への配慮、この部分を大気汚染では書いております。

続きまして、悪臭。10番になるのですがけれども、最終処分場からの悪臭の程度について検討をお願いしたいということです。

続きまして、騒音について3点。意見としては11番から13番です。まず1点目、11番の意見としましては、事業計画地直近の予測地点におきましては、環境測定の地点で既に事業者の方で目安としている値を超えている。そういったところに更に事業の影響が入ってくることになるので、これについては現況の音環境とうまく調和がとれるような形で事業の内容を検討していただきたい。12番としましては、予測条件の確認ということ、これは最終処分場の方になるのですがけれども、作業工程の中で、もう一度確認していただく中で、重機の数等、運用の中でこれ以上音が出るようなものがないのかどうなのか、もう1度検討をお願いしたい。続きまして13番ですが、隣接する寺尾地区と距離間もあるのでありますが、仮囲いを設置するという記載があるのですが、仮囲いの具体的な、予測に用いたときの仮囲いの状況について追加してご説明をお願いしたいというところになります。

続きまして4番目としまして、空気振動に入ります。これは1つだけですがけれども、これについては既存事例のみで予測しているのですが、空気振動の特性もあるのでありますが、そういった中で実際、供用が始まったら、これに対するフォローをきちんとしてくださいといった部分になります。

水質汚濁につきましては、7ページになります。基本的には、全般的には濁水対策の部分、これは15番、16番、17番、1つ飛んで19番になります。濁水の処理の考え方とか、そういった部分を中心で、基本的にはもう一度詳しく整理していただきたいという形になっております。

続きまして、水質については、18番のところですがけれども、ここはちょっとデータが非常に分かりにくくなっている部分が1点ございまして、委員の方からも、これは濁水の調査の関係のデータですがけれども、20年11月と21年6月に2回調査をしているのだけれども、そのデータで、最終的に使っているのは21年6月のデータを使っているということですが、これについてはどのデータをどういった理由で採用して、逆にこのデータを何で使わなかったのかということが、もう少し丁寧に書いておいていただかないと、説明の資料としては少し足りないでしょうという部分がありますので、この点につきましては、もう1度記載を確認していただきたいということが書いてあります。

続きまして、20番になりますが、これが融雪剤等が、ああいうところ急斜面等になる部分に取り付けになりますので、そういったところで使用量と、影響の程度を検討いただきたい。使用事例等という風な形では書いてありますけれども、検討の1つの材料としていただきたいというところがございます。

もう1点は地下水・土壌の調査について、事後調査をするときには上流側にはないのですが、水道水源等がございますので、十分関係機関と調整をとっていただきたいというところが書いてあります。

続きまして、22番になりますが、これにつきましては土壌汚染の関係になります。今回の準備書の中では、土壌の中で基準よりは2オーダーくらい低いのですが、ダイオキシン類が確認されている。そういった部分の土地の扱い、土の扱いについて、発生土として、場外へ出した場合、確認されている値は小さいにしても、どこに運んで行ったか、そういったところだけはしっかり追っていただく必要があるんじゃないかということで、記録の作成、定期的な土壌の分析をここでは求めています。

続きまして、動物・植物・生態系。一部、景観が絡む部分もありますが、確認として説明させていただきます。まず23番につきましては、供用開始後のロードキル、道路で轢かれてしまう動物等に対する対応として、ハード面、当然、今回の知事意見では自然との連続性とか、周囲の環境とのバラ

ンスといったような形になりますので、当然、車等との接触の部分が非常に考えられるということのなかで、別紙3の検討をしっかりとくださいという形になっております。

24番、25番、26番、これにつきましては、蟹沢川の付け替えに伴う、多自然型河川の整備の仕方、それについて意見を述べさせていただいたのが、24番、25番、26番になります。

続きまして、施設の修景、緑化、こういった部分については27番、28番のなかで具体的な説明をしております。

29番、30番、31番、これにつきましては当該地で確認されている希少種の保全に関する考え方とか配慮、そういった部分について検討をしていただく、又は保全の仕方を整理していただくということをお求めている部分になります。

32番につきましては、これは生態系のなかで、検討していく過程のなかで、ミゾゴイが当該地で確認されているのですが、これにつきましては、今回、生態系の検討をしている種、特にヤマアカガエルとか、ゲンジボタル等の上位にくる種でもあるということもありますので、これについてはもう1回検討をお願いしたいということになります。

すみません、ミゾゴイの関係は33番になります。

32番につきましては、昨日、こちらから情報提供させていただいた部分と一部、記載が変わっていますので、この点についてはもう1度読み直していただいて、ご検討をお願いします。

続きまして、景観につきましては、2点記載をしております。まず、34番につきましては、当該施設の煙の関係ですけれども、通常であれば煙突については白煙防止のための措置が取られるのですが、今回、発電等の絡みがあって、そういった部分を法律で落とすという考え方があるので、白煙対策を基本的にはされないといった部分がございますので、施設が溶融炉を使うなかで水分量が落ちるという部分があるのですが、検討はしておいていただく必要があるというところで、意見として整理させていただきました。

もう1点、景観につきましては、主要眺望点からの影響ということで、これにつきましては特に曾根丘陵がちょうど事業地の真西に当たる部分になりますので、非常に面が際立ってしまう部分がありますので、形状、色、そういった部分についてももう1度、検討をお願いしたい。もう1つ、県にも景観アドバイザー制度があるということで、こういった制度も活用する中で、より効果的な結果が出るようにご検討をいただきたいということで書いてあります。

続きまして、廃棄物・発生土。これにつきましては、事業の実施のときに2次製品の溶融スラグですけれども、これをどう活用していくかということ、今回、準備書の中にもある程度書いてはあるのですが、どうしても実施する事業主体が構成している各市として、どんな対応を考えているのか、そういったところをはっきりさせていただきたいという部分がございますので、これにつきましては、知事意見という形になりますが、改めて述べさせていただきます。

最後に、温室効果ガスの状況になりますが、これにつきましては前回の審議会からの意見があったなかで、類似事例等でもう1度再検討をしていただきたいという部分を記載させていただきました。

そういったことが、今回の知事意見の、こちらの事務局として整理したものになります。

引き続き1点、事務局として悩んでいる点につきましては、準備書知事意見整理表の1番最後の項目になるのですが、水質汚濁の部分になります。その中で、IDでいくとB002になりますが、これにつきましては、今回、要約書をお持ちいただいているかと思うのですが、6-78ページになるのですが、7月のデータのところで、SSの値が他に比べて抜きん出て高いという状況がございまして、このデータ、こちらで指摘をいただいて事業者の方に確認して、野帳の確認とか当日のデータ、分析の間違いがなかったか確認をしていただいたのですが、どうもそういったところは見当たらないと。そういった中で、今回、このデータを今後どういう風に扱っていくべきかというところを非常に悩んでおまして、担当としましては、事業着工までの間に事業者に補足的な調査をやってもらうなかで、

今回の結果を補強していただくような形で調整したいと考えているのですが、このことについては今回、ご議論いただく中で、併せてご検討いただければと思っております。以上です。

(片谷会長)

ありがとうございました。かなり大量の情報を表に整理していただいて、さらにそれを知事意見の素案として提示いただいております。これから、この件につきまして意見交換をしていただくこととなりますけれども、今日の次が、10月19日に予定されておまして、それまでに知事意見を一通り整理していただいて、次回の10月19日の審議会が知事意見の最終確認、最終取りまとめというスケジュールになっております。ですから、ある意味では、それまでは少し時間の余裕があるわけですが、皆様にお集まりいただいている場で議論ができるのは、実質的には今日が最後であり、10月19日は確認のためということになりますので、疑問点等ございましたら、あるいは追加すべき事項等がありましたら、できる限り今日この場でご指摘をいただきたいと思っております。

基本的にはフリートーク形式で、どの項目からという風に分けずに、お気づきになったところからどンドンご発言いただくという形にしたいと思っておりますので、そのような形でご協力をお願いいたします。

それから、ご自身が出されましたご意見が、内容的に結構要約されたような形で整理されているわけですが、特にご自身が出された部分についても要約の方法についてもお気づきになる点があるかと思っておりますので、そういった点ももちろん含めまして、ご発言いただけたらと思っております。

それでは、どなたからでも結構ですので、どンドンご発言をお願いします。

では、石井委員をお願いいたします。

(石井委員)

5番の地形とのマッチングの、どうやって馴染ませるかというところで、「フォトモンタージュを作成すること」と書いてあるのですけれども、できれば3Dのデータを使った形で検討していただきたいと思っております。構造物も含めてですね。地形のデータは多分手に入ると思っておりますので、フォトモンタージュはただ貼るだけなので、あまり検討には適さないもので、3Dであちこち回してみたり、ここにこういうのを配置してこういう形ができるのではないかと検討までしていただきたいと思っております。

それから、同じく景観で、35番のところ、ここも一応「フォトモンタージュ等」と書いてあるのですが、せっかく最初のほうで、もし3Dを作っていたら、ここもフォトモンタージュ、プラスその3Dデータを使った検討もできるかなという風に思っておりますので、是非そう書いていただけたらと思っております。

(片谷会長)

今の点は、事務局よろしいですか。

(事務局 土橋主査)

まず、最初の跡地利用につきましては、できるだけ分かりやすい方法の1つとしてフォトモンタージュを書かせていただいたのですが、3Dについては、例えば評価書等に出すのに、やり方がちょっと、最終的にはフォトモンタージュとの差をどのように見せるのかというところが。

(石井委員)

恐らく、評価書にはその代表的なところの絵を載せることしかできないと思うのですが、検討し

た中身が多分違ってくると思います。色々な角度から見られるとか、配置を具体的にやってみてどうかという検討が行われるので、その辺りで、記述を入れていただければということです。

(事務局 土橋主査)

ありがとうございます。それとあと1点、35番の最初のところの「フォトモンタージュ等」の「等」については、実際には予測のときはフォトモンタージュのみで行われているので、「等」は削除します。

(片谷会長)

石井委員のご要望は、そこにも3D画像を入れてほしいということですが。

(事務局 土橋主査)

どのような形に入れるかということもありますが、35番の意見の後ろから3行目の「色彩(濃淡)・形状及び反射等について検討すること」のなかに、「フォトモンタージュや3Dを用いて検討する」を入れるような形ではどうでしょうか。

(石井委員)

それをお願いします。

(片谷会長)

ありがとうございました。

田中委員をお願いします。

(田中委員)

今の景観の続きですが、フォトモンタージュでも、3Dでも、それをどのように使うかということが問題です。フォトモンタージュは決まりきった場所で、むしろあまり影響がないようなところからのモンタージュを1枚作っておしまいということがある。だから、3Dでいろんな角度で検討できるというところが、今の石井委員のお話だったと思います。フォトモンタージュが悪いわけではなくて、フォトモンタージュでやるにしても、やはり影響が厳しいところを抜かさないでちゃんと検討することが重要なのかなと思います。

そこでの話ですが、以前の方法書の話の中で、私も意見を出しているのですが、方法書意見の70番です。「現在の地形とか里山の生態系に配慮した形状とか構造にきなさい」という書き方は、どのようにしたらそれができるのかということが重要であり、私は方法書の時にそこでコンペをやるとか、そういう仕組みを、あるいはここに書いてあるような専門家の意見を受けて行ったり、「何とかきなさい」と知事意見で書いても、それがどういう風にやれるのかということまで踏み込まないと、なかなか具体的なアクションに結びつかない。

ついでなので、そのことで言いますと「検討すること」とか「記載すること」とか「専門家の助言を受けること」等、色んな表現がありますが、専門家の助言を受けた後で検討するのか、専門家の助言を受けて検討してその結果を記載するのか。その辺がなんとなく、まだ、ばらばらなのかという気がしますので、今は準備書に対する意見なので、基本的には「評価書にしっかり記載する」というようなことをやはり知事意見としては書かないと、「とりあえず検討してみました」だけで終わってしまうのではないかと思いますので、単なる日本語の言い回しかもしれませんが、関連することなので申し上げます。

(片谷会長)

ありがとうございました。今の件はよろしいですか。

(事務局 土橋主査)

今回は、「すべきこと」として並べてありますが、これまでの知事意見のように、最終的には「評価書に記載すること」を基調に進めていくこととなります。「検討して評価書に記載すること」という形が基本的な形になると考えていただければ良いと思います。

(片谷会長)

はい、それでは、他のご意見を承ります。角田委員どうぞ。

(角田委員)

前回欠席いたしまして、意見を述べる時間もなかったものですから、意見ということで、今ちょっと、追加もあればというお話がありましたが、検討していただきたいと思います。地盤ですね、地盤沈下とその辺のところですが、調査報告書を見ますと、表土が非常に軟弱で、その下にやや支持率の高い岩盤といいますか、そういうものが出ているのですけれども、そこまではかなり深いということなので、そこに建築物を建てる時には、そこまで考慮が必要だと思えます。

それから、軟弱で固結度が低いものに対して、水質汚濁が認められておりますので、そういった原因も調べておかないと、ダイオキシンとか人間が起こすものとは別に、自然状況からくるものの影響が出てくるのではないのでしょうか。そういったところを加えていただくとありがたいです。

(片谷会長)

今の部分は、全くの新規のご指摘ということでよろしいですね。ここには載っていないですね。

(角田委員)

はい。

(片谷会長)

そういうことだと、せっかく事業者には出席していただいているので、ご発言いただいてもかまいませんね。

(事務局 土橋主査)

お願いします。

(片谷会長)

今の角田委員のご意見に対して、何か今日の時点で、事業者からコメントしていただけることがあればご発言いただければと思います。

(事業者 村山)

まずは、地下水の現地調査、水質の結果です。ダイオキシン等の基準を超えていることについては、成分分析等により農薬系の由来ということは認識しています。処分場等ができることで別の要因についても懸念されますが、その点については当然、事後のモニタリング等で対応します。影響としては、

そのように考えています。

(片谷会長)

最初の部分では、表土が軟弱であるということの設計への反映ということですが、その点については何かありますでしょうか。

(事業者 石原事務局長)

設計について、地盤という意味では、代表点の地質調査を既に実施しておりますので、建設する民間事業者としては、当然データを見ながら、重要なポイントについては追加の調査をしていきながら、当然建築していくという風に、資料提供は常にしております。

(片谷会長)

ありがとうございました。角田委員、今日の時点ではこれでよろしいですか。また、これについて知事意見に反映させることについては、事務局でご検討をいただくことにしたいと思います。

では、他の意見を承りたいと思います。はい、では、田中委員どうぞ。

(田中委員)

生態系の部分ですが、A3縦の準備書知事意見整理表の中で、6ページ目の下から4番目の平林委員の意見で、「動植物の地域の分断化」「生息地の分断化」をちゃんと評価すべきだという意見があつて、これは本当にそのとおりで、まさにHEPを使えば、そういうことこそが一番定量的に評価できるので、そこは普通種であろうと、生息地の分断については全く検討しないということがないようにしていただきたいと思います。

次は、今の紙の8ページ目ですが、1番下から2番目のA021、これは単なるコメントですが、下から5行目に「Bポップ」とあるのですが、「BBOP」と書きます。Business and Biodiversity Offsets Programの略で、ここでは各国政府機関が集まって、国際的な代償ミティゲーションの基準作りをしていて、来年度発表しようとしています。日本は加盟していませんので、日本は国内にはないわけですがけれども、代償ミティゲーションですとか、そういう言葉遣い、定義が明確でないといったときに、山梨県の条例にはそれなりには書いてありますけれども、更にもうちょっと明確化したいときには、BBOPの国際的な基準等も参考にされたらどうでしょうかという意見です。

最後、もう1つは今回の知事意見なのですが、知事意見骨子の8ページの33番の知事意見の中で、ミゾゴイに関するHEPの評価を追加しようということですが、これはちょっと書き方が分からないのですが「これまでの調査結果を基に本河川の付け替えによる影響について」というようになっており、河川の付け替えのところに、それはもちろん一番大きな影響を与えるのかもしれませんが、やはり事業そのものの影響というのは相当あると思います。ミゾゴイにしてもサンカノゴイにしても、この辺の鳥というのは人の気配がやはり大きいので、要するに「開発行為全体の影響をやるのかどうか」という文書になっているのか、もしなっていないと「河川の付け替えの部分だけを評価しろ」と言っているのであれば、ミゾゴイに対しても全体の影響を検討するべきだと思います。以上です。

(片谷会長)

ありがとうございました。今の意見は、事務局から何かコメントありますか。

(事務局 土橋主査)

前半については、特に意見はございません。33番については、逆にアドバイスをいただければと

いうところですが、今回こうした記述をするに当たっては、主に影響を受ける範囲に対して何かフォローできたり、確認されているヤマアカガエルとか、そういうところもございますので、ほとんどが河川の付け替えに絡む部分が主になるだろうということです。

(田中委員)

直接影響を受けるところだけではなくて、間接的な影響を受けるだろうというところにも生息しているのです。その河川とは違う流域で。ですから、確かに事業区域のところはそうですが、それ以外においてもミゾゴイは生息していますので、そうしたものにも影響が相当あると思うので、何らかのコメントが必要と考えます。

(事務局 土橋主査)

記載については調整をさせていただきます。

(片谷会長)

そうですね。確かに今の文面ですと、付け替えの影響に特化した記載に読めてしまうので、趣旨としてはそうではないのかもしれませんが、知事意見として成文化する段階で、特に付け替えに特化しないような、付け替えという言葉は出てきて構わないのですが、それだけに特化しないような表現にさせていただくということで工夫をお願いしたいと思います。

(田中委員)

鳥の先生にお聞きしたいのですが、付け替えで湿地が一時的になくなってしまう場合、もとあった場所がなくなってしまう場合、私は、ミゾゴイはそこに関してはいなくなる、そのエリアに関してはある意味、絶滅してしまうか、どこかに逃げてしまうかのどちらかになってしまうので、そこに特化するのをおかしいと考えます。どうなのでしょう、鳥の先生方。

(片谷会長)

今日はいらっしゃいませんね。

(事務局 土橋主査)

ご存知のとおり、柿沢先生が亡くなってしまい、今、鳥の専門家の方は調整している先生がいらっしゃいますので、そういった方には以前お話しした中で「一時的に離れる可能性はあるが、条件を整えてあげれば戻ってくるのではないか」「条件が揃えば、そこを使う傾向はある」とのことで、まだデータ等を詳しく見ていただく前ではありますが、そうした傾向はあるというお話をいただきました。今後改めて、そうしたところにもアプローチをかける中で、「視点をもう少し広く取ってください」といった記載については検討させていただくようにします。

(片谷会長)

委員になって正式に加わっていただく前であっても、専門家として意見を伺うことはできますから、それは事務局、事業者が相談をしていただいて、できるだけ効果的な対策ができるような方向に進めていただきたいと、ここではそこまでしかお話できないのですが、そうした整理を行ってください。

それでは、今の件について1つ忘れまして。今日、平林委員がいらっしゃらないのですけれども、先程、田中委員のご発言の中で、B010の平林委員の意見に触れたのですが、この意見は28番の知事意見案の中に吸収されていると思うのですが、具体的に「分断」とか、そういう文言は出て

きていないような気もいたしますが。

(田中委員)

逆の表現で、「連続性を確保しなさい」という記載になっていますね。

(片谷会長)

「分断が懸念されることから」とも書いてありますね。

(事務局 土橋主査)

直接的に分断、現況ある程度分かれてしまっているなかで、保全対策の部分で具体的につなぐような形でフォローしてくださいという意味で書いてあるので、分断されているということだけを抜き出すような記載にはしませんでした。

(片谷会長)

要するに28番には吸収されているということで良いですね。

(事務局 土橋主査)

はい、そうです。

(片谷会長)

では、関連のところにB010が書いてないといけませんね。

(事務局 土橋主査)

すみません。記入漏れです。

(片谷会長)

分かりました。それでは、他の意見をお願いします。早見委員お願いいたします。

(早見委員)

鳥は専門ではないのですが、オオタカ等も含めて、全く影響がないわけではなくて、一時的に退避して、また戻って来るというのは、不明確な部分があると思うのですが、最大限影響を避けるのであれば、例えば繁殖期や滞在期の騒音とか振動とかは大きな影響があると考えられるので、工期であるとか、今回の全体の環境の中ではかなり大きなウェイトを占める種類になると思うので、そこをしっかりと工期を考えていただくことが大切かと思います。そうしたことから、工期についても考慮の中に入れていただけたら良いかと思います。

(片谷会長)

それでは、福原委員お願いします。

(福原委員)

私も全く鳥は専門ではないのですが、外国の例で私が体験したことについて、ご意見が何えればと思います。風力発電装置の調査のために中国に行ったときの事です。中国は日本よりもたくさん風力発電設備が建っておりまして、その風力発電設備から発生する騒音は日本とは比べものにならない

音量のものが多くあるのです。ここで何が言いたいのかと言いますと、私がこうした装置を見てきた中で、非常に音が大きいところに何かごみみたいなものが遠くから見えたので、近寄ってみましたら、結論から言いますと猛禽類の巣なのですね。ということは、餌場というか、餌が捕りやすい高さや位置があると、前に別の審議会のときも議論していた音や光よりも、より餌の捕りやすい所に近づいてきて、かえってそれが安全な場所としてやっている可能性があるのじゃないかということで驚いたので、そういうことまで踏まえて、鳥の行動なり受け取り方っていうものを、専門家はどういう風にお考えになっているのか伺うことができたならありがたいと思いました。はっきり言いまして、想像を絶して、今までの考え方がガラッと変わりましたので。以上です。

(片谷会長)

ありがとうございました。残念ながら、鳥のご専門の委員がいらっしやらないという状況ですので、この場合は福原委員の問いかけに対する明確なお答えをいただくということはできないと思いますけれども、しかし、風力発電と鳥の生息状況の関連については今、色々出され始めているようですね。若干、私もそうしたものを見聞きしたことがありますので、できるだけ最新の知見を取り入れて、今回は風力発電ではありませんので、鳥が増えるという話ではありませんが、生息環境の変化が鳥の行動にどう影響を与えるのかについても、最新の知見を集めて、ご検討していただきたいというまとめにしたいと思います。

大久保委員どうぞ。

(大久保委員)

植生の関係から、この中の意見のどの部分に入るか分かりませんが、全体を見るとあそこの植生は実は荒地ですよ。簡単に言えば荒地です。この施設を作って、非常に良かったという環境を作るわけですけど、どの時点の植生に戻すか。その植生に伴って動植物があるのですけれど、どの時点の植生に戻すか。というのは、おそらく戦後すぐの時代にはあそこでもって、要するにおぼこさんです。桑とか、あるいは竹林も大事にしてください。それに伴った色んなものがあつたわけです。もう、そういうものも見放してしまったから、今は人との共生は全くないわけです。さあ、どの植生の場面までを構想しているかということが、県でも分かるかな。それに伴って動植物も決まる。今、あそこで作ってもらえば、動植物との関係は非常に、かえって良くなるのですよ。そういったことを考えてみた場合には、今は全くの荒地という印象を受けますけれどね。まあ、たまたまマツバランがあるというのは非常に珍しいです。放置したから出たのかということもありますが、その辺を大きく考えてどこまでの植生を考えているのかということをお聞きしたいのですが。これは全体に関わるのです。

(田中委員)

28番の①と②に植生のことが書いてあります。ところがここでは、①と②に分かれてそれぞれ違う概念のことが書かかれているので、正直どのように読んだら良いのか、事業者は困るのではないのでしょうか。

(大久保委員)

ですから、今、里山の自然に戻そうとしていますが、そういう風な当時の自然に戻すのか、あるいは何もしない潜在植生的なものにするのか、その辺の構想がないと。もし、人と自然との共生ならば、今後の管理の問題もあるのです。下草刈りをするとか、そういう関係もありますが、これは非常に大きな問題です、構想上は。いかがでしょうか。難しいですが。

(片谷会長)

今、事務局からすぐにご回答いただけることはありますか。

(事務局 土橋主査)

ご指摘があったとおり、28番の①と②のところで視点が違うという点もあると思います。ただ、こちらとしては、保全措置は多自然型の部分のみという考え方ではなく、全体的にはまず、前回は落葉の高木系が入ることについて、もう少しばらけさせた方が良くはないかという意見もありましたので、そういう部分で、樹種を色々増やしてはどうかということが①です。②については、選んだりするとき、もしくは前回のなかでもやはり、放っておけばあそこはクズ葉がわっと出てきて、もくもくした格好になるんじゃないのといった部分があって、逆にそれが今あの辺りの流れなのかなというところで、逆にそういう状況だから、ああいう種が確認されている。事業者としてどこまで行うかという点もあるのですが、まずこちらとしては、基本的には、今、具体的な案は出ていない、ただ保全したい種とか見ていくと、そこについてはとにかく潜在的な植生をある程度伸ばしていく中でやっていってはどうかということで、こちらはこういう提案をさせていただいているのですが、もしあれじゃ今後多分、多自然型の河川についてはその河川をどういうふう最終的に組み立てるんだよっていう、それはやはり事業者のスタンスが出てくれば、もうちょっともしかしたら書き方が変わるのかなと思うのですが、今の段階では、いくつもの視点で見ているといわれてしまえばそうなのですが、というところです。

(片谷会長)

ありがとうございました。私も植生の専門ではありませんけれども、おそらく、この地域、主には事業対象地域のエリアの植生をどういう風に今後持っていくのかという目標を示していただきたいというのが大久保委員のご指摘だと思いますので、何かそういうニュアンスを盛り込んでいただくことを検討していただけますか。

(事務局 土橋主査)

はい。

(片谷委員)

はい、それでは、他のご意見を。はい、工藤委員どうぞ。

(工藤委員)

整理表2ページの下から4つ目について、前回の意見とそれに対する回答が書いてあるのですが、もう1度、確認の意味で、私が懸念している点をもう1度ご説明いたします。A030について、もう1度説明させていただきます。パスキル安定度というのはやはり推定ですから、それに対して、実際に地上気象観測の結果の逆転層の頻度が多かったというのは、ある程度、想定内です。私の懸念は、むしろ煙突からというより、非常に強度が強い地上付近の接地逆転が発生する頻度が非常に高い。こういった逆転の強い状況では風も非常に弱い。したがって、車両から出ている汚染物質はかなり滞留しやすい。そういった環境の中で清掃工場に多くの車両が集中して入ってくる。そういった場合の汚染を懸念します。それは大きな汚染ではないかもしれませんが、集落付近については、なるべく環境基準を超えなければ良いというのではなく、汚染は少ないほうが良いわけですので、車両が集中しないように、逆転層が強い時期に車両が集中しないような車両の配車を考慮していただけないかということです。

(片谷会長)

今の件は、どういたしましょう。事業者にご回答いただいたほうがよろしいでしょうか。

(事務局 土橋主査)

こちらとしては、そういった部分で書いたつもりですが、ただやはり結果として、書き方の部分として「廃棄物収集運搬車両の回避の検討を行う」と記載したのですが、もう少し整理をするような格好で、また、事業者に対しては今の段階でどのようなことを想定しているのかということも、もし今あればお伺いしたいところです。あと、工藤先生にですが、逆転層が出やすい時間帯としては早い時間帯というイメージでよろしいですね。

(工藤委員)

そうですね。朝の収集車両です。日の出あたりが最も強くなり、昼間に向かって滞留が盛んになり逆転層は解消されますから、事業者的にはある程度集中して処理をしたい気持ちはあるかと思うのですが、なるべく昼間のほうに持っていったほうが汚染濃度的には良いと思います。

(片谷会長)

今の件について事業者から何かご回答いただけますか。

(事業者 石原事務局長)

まず、搬入地域が甲府をはじめ、多方面に渡っております。まず第1点目、先生にご指摘いただいた逆転層は早朝ということですが、原則として8時半からの供用でございますので、基本受付、もしくはまず収集というお話でしょうから、まず直営といいますか、各収集、定期のステーションでの収集は8時半頃出発というのが各市の基本原則でございます。それから、私どもの受け入れが大体8時半からを想定しておりますので、集中するのはその時間帯に、一部民間の許可業者は一部そこには集中すると考えられますが、そうは言いますが、大きな流れといたしますともう少し遅い時間帯から、甲府市が1番大きいので、最も大きく集中してまいります。集中するといっても同じ地域といいますか、広範囲な地域ですので、その辺は時間差を持って、現況の甲府市の場合も時間差を持ってきておりますので、早朝の懸念されております日の出云々のところでの業務というのはほとんどありません。

もう1つ、地域住民の方々の問題について、道路の問題については、専用道路を設けまして、集落等は迂回する形で、メイン道路はどうしようもありませんが、迂回する形で搬入用道路を東西の2方向から作らせていただきますので、甲府側の集中する部分については専用道路を設けます。

もう1つ、遠距離の甲州市、山梨市方面からは、違うルートでまた来ますので、本当に大きな台数が一度に集中することは避けられるのではと考えます。

もう1点、収集車そのものからの公害の発生については、町中のメイン通りを走るそういうところでもございます、中心街もございますので、そこは各行政体が今、何十年かやられている中で、非常に集中して指導しているところがございますし、更に私どもが今から作る施設につきましても、洗車機を他と違ってかなり大きい、臭気の問題についても考慮した設計をしようと考えており、もう少しきれいにした形でということも考えています。ちょっとその辺、せつかく良い施設を作って、外からということも私どもも懸念しており、その辺も十分考慮したいと考えております。

(工藤委員)

どうもありがとうございます。甲府盆地は全体として安定度が強くなりやすい地形ですので、やはり、こうしたところは強度が強いのですけれども、冬は安定な気候が残るので、なるべくスケジュール的には昼間よりになった方が全体的には良いのではないかと思います。あと、やはり、車両自体をなるべくエコ車両に転換していくことも必要と思いました。

(片谷会長)

今日、配布されているこの資料は今の議論とは関係がありませんか。これはどこかで説明される予定の資料でしょうか。

(土橋主査)

これにつきましては、B001の意見に対する事業者のコメントということでもらった資料です。大気の拡散予測のなかで、濃度の高い点が南側に出てきていることについて、平林委員から質問がありまして、その内容に対する情報提供ということで、この資料が出てます。

(片谷会長)

要は、北寄りの時の安定度が低いから着地濃度が上がる、という意味ですね。

(土橋主査)

そうですね。

(片谷会長)

この資料の見方は、黄色部分、北寄りの風の時に、A～Bの安定度が多く出現するので、エリアの南のほうは濃度が高くなりやすいということを説明する資料ということですね。これは工藤委員の意見とは直接は関係ない資料ですが、D～G、Gというのは色々議論があるところですが、たくさん出ていることは確かですね。

搬入車両の影響を見る場合には、この安定度の高い時がより問題になるので、先程の工藤委員のご指摘、ご懸念は、先程の回答で多少解消されたかとは思いますが、やはり気象条件と、稼働時間といえますか操業時間、それから運搬車両の出入りの時間にも配慮していただきたいという工藤委員のご意見はご理解いただけたかと思えます。

(福原委員)

1つ良いですか。

(片谷会長)

はい、福原委員お願いします。

(福原委員)

この最終処分場は運用を始めてから、ある期間使って満杯になった段階で、また表土で覆うこととなる。そういう期間を考えたり、今の日本の社会情勢、特に工業技術を考えて時に運搬車両は、今使っているような運搬車両ではなく、より低公害というか、環境に負荷を与えない、より具体的に言いますと電気自動車であるとかハイブリットであるとか、まさにこういうものから率先してそうしたものに替えながら、トータルの負荷を減らしながら、なおかつ、環境条件とのバランスを取っていく。そういうことを考えていく時代になっているのではないかと思います。ですから、こうし

た検討を行うときに、いつの時代からどれくらい使っていくのかということ、社会情勢がどのように変わって行っているのかといった側面からも色々と検討していかないと、今のような特殊な気象条件のある特定の地域においては、そこに持ち込まれた排気ガス等の軽減にはなっていないのではないかと思います。そうした切り口も考えて行く時期にきていると思っております。

(片谷会長)

ありがとうございました。多分これは、アセスのレベルアップの話だと思います。時間帯別の、もちろん濃度予測は時間帯別のデータを使って行なうのですが、作業時間や車両の出入りのタイムスケジュール管理とかと、そうした気象条件とを重ね合わせるような形での保全措置というのは、やはり従来の保全措置よりワンランクレベルアップしたものだと思いますので、そういったことも、事業者サイドで今後十分考慮に入れていただければというまとめとしたいと思っております。

先程のご回答で、主には朝集めに行って、それが帰ってくる時間帯が一番多いということですので、気象条件との兼ね合いで言えば、それは好都合な時間帯と言っても良いと思っておりますし、それを含めて、今後また、少しでも環境負荷が減るような配慮をご検討いただきたいという風にお願いします。

それでは他のご意見を伺いたいと思っております。はい、杉山委員どうぞ。

(杉山委員)

今まで意見に関連していない事項なのですが、埋め立てや焼却施設から出てくる飛灰関係については、廃棄物処理法の処理方法で基準以内のものであっても、土壌として分析した場合、基準を超えることがあります。一般のこうした処分場に行くと、周りに飛灰が結構散らかっていたりして、吹溜りや側溝に溜まったカスを分析すると基準を超えていたりとか、その周辺の土壌が基準を超えていたりすることが多々あるのですが、こうしたことについて、この施設では、飛灰、運搬車両の洗車場からの水等を含めて、どのような拡散防止対策が検討されているのかを確認したい。

(片谷会長)

これについては直接、事業者からご回答いただいたほうが良いかと思っておりますので、お願いします。

(事業者 丸山所長)

おっしゃっていることは良く分かります。私どもはそこに出てくる水を合わせて、浸出水も合わせて処理する方法を取っております。

(杉山委員)

土壌としてはどうなのか。作業する周辺に拡散します。

(事業者 丸山所長)

今、明野でも行っているのですが、荷を降ろした時の散水の仕方といったソフト面も指導しながら、また、土壌、ダイオキシンも調査していますけれども、全く同じ方法を考えております。

(坂本委員)

洗車とか、舗装してあるところに降った雨が側溝に流れたら、それを全部集めて処理するということですか。それは苦しいと思っております。

(事業者 丸山所長)

敷地内に降った雨はそのまま防災調整池に流れてしまい、あくまで埋立地に降ったものは全部浸出水として処理いたします。

(坂本委員)

洗車については、下水に流すのですよね。

(事業者 村松係長)

洗車の水も浸出水処理施設で処理し、下水道の基準に下げた後から放流します。

(坂本委員)

洗車場は密閉されるのか。水が外に出ない構造なのか。

(事業者 村松係長)

洗車場の水については、側溝を通じて、下水道の基準になるよう、浸出水処理施設で処理します。

(片谷会長)

杉山委員の質問の趣旨は、搬入された車両から灰を降ろすときに一部飛散する可能性があり、それが周辺の土壤に沈着し、場合によってはそれが基準を超える濃度になるようなことが他の処分場で見られていることであり、そういう心配はないかという趣旨のご質問だったと思います。そういう飛散に対する対策というものは、何か特に今回の計画には取り込まれているのでしょうか。

(事業者 村松係長)

その点につきましては、運搬車両は当然シート等をかけます。ダンプアップの前には散水を行い、十分に湿潤化させた後、降ろすことを考えております。

(片谷会長)

要するに、湿度を上げることによって、飛散を防ぐという。

(事業者 村松係長)

そうですね。そういうことは当然やるということです。

(片谷会長)

杉山委員いかがでしょうか。

(杉山委員)

例えば道の周辺で、もし仮に雨が降って流れたときの側溝において、それを定期的に処理してから放流するとか、そういうことはされたりするのですか。そういうところに考慮していただきたいということです。

(片谷会長)

詳細な設計はこれからでしょうけれども、通常、敷地内の側溝などの水は自然放流ではないですよね。敷地内の池に溜まるのですか。

(村松係長)

埋立地外のものにつきましては、基本、側溝を通して自然放流という形となります。

(片谷会長)

そうすると、飛散が発生したとすれば、流出する可能性はあるということですね。結局は飛散防止をどれだけきちんとやっていただけるかということになりますね。

(事業者 丸山所長)

搬入時の注意事項ということで、私どもはマニュアルを作っておりまして、管理規定も作っております。埋立地内の浸出水については水処理をしたうえで下水道に放流するというところでございますが、敷地内の雨等についてはもちろんそのまま自然放流になりますけれども、水質検査、環境モニタリング、地下水のモニタリング等を定期的に行いまして、そういう安全面での管理は常にしていくというスタンスになります。

(片谷会長)

ありがとうございました。そういう飛散防止対策と、モニタリングによるチェックでカバーするというご回答ですが、よろしいですか。

(杉山委員)

もう1つ別の観点の話なんですけれども、こちらで処分場等ができたときに漏洩検知システムとしてはどのいうものを考えているのかということをお願いしたい。というのは、作る前のときのデータと比較になるケースがすごく多い。当時はこうだったけどその後こうなったからという。ですから、今行っている調査が適切なものがちゃんと全て含まれているかどうかを判断したいのですけれども、そのためにも漏洩検知システムとしてこの処分場全体でどのようなことをお考えになっているのかをお願いしたい。

(事業者 丸山所長)

水質ですか、漏水検知システム。

(杉山委員)

漏水して、かつ地下水をどこでモニタリングしてということですか。

(事業者 丸山所長)

同じように人坑を掘りまして、もちろん遮水工の下にある地下水も集めたうえで、水質検査もいたしますし、浸出水自体も水質検査をする、環境モニタリングとして実施することになっています。漏水検知システムは敷地内全面に施工することで考えています。

(福原委員)

明野の轍は踏まないようにお願いします。

(事業者 丸山所長)

明野につきましては、今現在、議論をしております。

(福原委員)

明野の轍を踏まないでくださいと言っているのです、明野のことは良いです。

(事業者 丸山所長)

ああした異常検知が起きたことについても、メカニズムがある程度解明されておりますし、私どもはそうならないような、あくまでも忠実なデータが受けられるようなシステムを構築していきたいと考えております。

(片谷会長)

杉山委員よろしいでしょうか。

それでは他のご意見を承ります。はい、田中委員。

(田中委員)

知事意見28番の①、②、③については、生態系の話とランドスケープの話が一緒になっていて、先程のどういう植栽をしたら良いのかというときに、この場所をどういう生態系のターゲットと県はしたいのかがないので分からない。ただ、逆に何か書かなければいけないとすれば、どういうことを注意して、留意してそういうことを検討しなければいけないかということが、ここに並べられているわけですね。「落葉広葉樹に加え、在来の常緑樹」とあると、落葉広葉樹は在来種でなくても良いのかというように非常に分かりにくいし、その後に潜在植生とかいう言葉があるので、特にここでは在来種という言葉を使わなくても、例えば、原植生、元の植生という意味で、原植生、現存植生及び潜在自然植生に留意してとか、そういうふうに並べて書いたらよろしいのではないのでしょうか。

あと、植生だけを言ってもしょうがないので、ここで一番重要なのは、生息する野生生物のハビタットに留意するということです。そのために、HEPを行っているわけですから。ですから、HEPのS IからH I Sの条件をこういうところで反映させれば良いのです。1つ目は野生生物のハビタットに留意する。2番目は多分、緑地とか水辺の連続性だと思うのです。3番目くらいに原植生、現存植生、潜在植生に留意すること。在来種というのもあえて入れても良いと思いますが、入れた方が良いかもしれない。その辺りのことをどうしたら良いかまでは言えないにしても、そういうことを留意して緑化の方向性を考えてください。今のままでは、③のところにはしかハビタットというか小動物のことが少し書いてあるだけなので、何となくぱっと見るとここは修景的な緑のことしか考えていないように見えるので、できればそういう風にしていただければと思います。

(片谷会長)

ありがとうございました。その点については事務局よろしいでしょうか。

(事務局 土橋主査)

はい。

(片谷会長)

この28番はかなりこれから手が加わると思いますので、その中で今の田中委員のご指摘を反映させていただくようにお願いします。

他にいかがでしょうか。坂本委員、どうぞ。

(坂本委員)

今後の対応で、今日改めて説明を求めることとなりますが、準備書知事意見整理表 11 ページの下から 2 つ目の水象のところ、B012 と書いてあるところです。ここに今日改めて説明を求めると書いてありますので、確認しておきたいと思います。処分場の下を地中を流れる水の話でして、回答のところを書いてあることにちょっと引っかかってしまったので、確認させてください。回答のところでは、300 mm の径の管を入れて、(流下能力) 15,000m³/日で、(最大雨量) 180 mm/日、(流域面積) 22ha、(地下浸透率) 0.35 で、雨量よりも多いという書き方をしているのですが、普通考えると、1 時間あたりの降雨、降雨強度で計算して、それを流せるかどうかと考えるのではないかと思うのですが、1 日の(降雨量) 180 mm で計算する考え方はどうしてでしょうか。そこをご説明いただけますか。時間降雨でそれを流せるかどうかで考えるのではないのでしょうか。

(片谷会長)

事業者より回答いただけますか。

(村松係長)

すみません、今のご質問ですけれども、後日、回答とさせていただきたいのですが。

(坂本委員)

考え方が少し違うのではないかと思ったので、そうすると書いてあることが当てにならないと心配になったので、質問させていただきました。以上です。

(片谷会長)

坂本委員のご指摘の関係ですと、4 ページでも 9 月 8 日の技術審議会で改めて説明を求めるという記載がある事項がありますけれども、これも今日お尋ねしておいたほうが良いですね。

(坂本委員)

念のため、質問の趣旨を再度、ご説明します。処分場というと、埋め立てたゴミに降った雨、水が入り、それが汚染して環境に影響を与えるというところに目が行きがちですが、実は処分場を作ると、先程トラックからという話がありましたよね。処分場を作ること、トラックが入ってきて、それについた埃とかが流れてくるとか、これ防災調整池を作りますよね。防災調整池を作ると、処分場の影響ではないけれど、そこで水が溜まって、大腸菌が引っかかるのですよね。自然由来の大腸菌が濃度を超えてしまって引っかかるとか、それから技術的な話はまたありますし、それから場合によっては、排水処理施設を作るための配水管を地中に埋設したら、そこから亀裂して漏れるとか、そういう処分場の諸々じゃない色んなものがあって、配水管のことはちょっとおいとしまして、融雪剤はまだ調べてもらいますが、洗車場は下水に流すということですので、防災調整池だけ確認すれば良いかと思いますが、いかがでしょうか。今、ここには水が溜まらないから良いということを確認すれば良いのではないかと土橋さんが書いてありますが。

(片谷会長)

今の件について事業者から何かご回答いただけることはありますか。

(坂本委員)

問題を変えて、防災調整池の水はモニタリングの対象ですか。

(事業者 村山)

お配りしている資料が事業者には配布されていないのですが、事前の質問の方で防災調整池の水質の影響についてコメントをいただきまして、それについては業者の回答として、まず防災調整池は洪水調整ということで、基本的には水を貯めない。通常、滞留時間はほとんどありません。ですから、いわゆる富栄養化とかが起こるようなことにはならないだろうという風に考えておりまして、そのように回答させていただきました。

(坂本委員)

防災調整池に水が入りますけれども、それはそこにおいてそこで全部蒸発させるわけではないので、流れ出す水が雨がたくさん降った日にはあります、と。それについてはモニターはできていないので。

(事業者 村山)

今の時点ではそれについてモニタリングしようという計画ではないことは確かでございます。

(坂本委員)

あとは地域との協定に関わることだと思います。

(片谷会長)

ありがとうございました。同じページ、先程の4ページと11ページにも平林委員のご指摘の事項に関連して、やはり9月8日の審議会において説明を求めるという事項がありますので、説明をいただきたい事項について、土橋さんから代表して問いかけていただけますか。

(事務局 土橋主査)

事業者からは回答はもらってはいるのですが、要約書ではP6. 78の表6-6-1のところ、降雨が多かった11月が、降雨が少なかった6月よりも流量が少ないというのはどうかという部分について、詳しく説明をいただきたいというところで、僕の方でも読んでいく中で、どうしたものかというところが、意見を整理するなかで、どうしても悩みどころだったので、もう1度これについては11月と6月とデータの扱いをどういう風な整理をしたのかということを確認をしていただきたいのですが、よろしくをお願いします。

(片谷会長)

よろしいでしょうか。事業者からお願いします。

(事業者 佐倉)

11月にまず測定し、その後6月にもう1度測定したときの詳しい説明ということですが、まず20年11月の時に雨が降っていた直前の状況としましては、明け方近く、朝6時くらいまでは雨が降っていたのですが、そこから雨がやんでいた状況ではあったのですが、流出して濁りがピークになる時間を押さえるという目的で、朝9時くらいから採水を開始したという状況でございました。その場合に、持ち帰って、実際に濁度、SSを確認したところ、一般的な降雨時の値と比べて大きい値ではなかったということで、ピークを狙って採ったけれども、採れていない可能性があるというふうに考えました。そこで、翌年の6月に再度測りました。1回目に測ったのは11月です。6月に測り直した時は、今度は明け方少し前、4時から5時くらいから時間降雨を確認したところ降り始めていて、採水を開始した9時のときもまだ降り続けている状況で、濁りも採っているときに目視で確認

しておりますし、値のほうも持ち帰って分析したところSSが11月のときよりも6月の方が出ていて、こちらのほうがピーク時に近いサンプリングができていると判断したところでございます。実際、河川の規模が非常に小さいので、こちらとしても、ピークがいつになるのかということが1回目に行っている時はあまり感覚が掴めていなかったと思うのですが、2回目を測った時には、やはり、降雨があって割とすぐ流出する、小さい河川ですので流出が早いのかなというところで、そうした裏付けがあって、今回ピーク時の結果としては、採り直した6月の方を採用させていただいたという次第です。状況は以上なのですが、ご指摘のとおり、経緯の説明が準備書の方に詳しく、分かりやすく書かれていない状況でしたので、その点については、改めて文書の方で分かりやすく表現して、訂正したいと考えております。

(片谷会長)

ありがとうございました。今ご回答いただいた部分については、本日は平林委員が欠席ですので、議事録をおこすと思いますので、この部分については早めに議事録をおこしていただき、先に平林委員に送っていただいて、その回答でよろしいかどうかの判断をしていただいてください。

11ページの方も同じですか。B004、硝酸性窒素のお話ですけれども。

(土橋主査)

硝酸性窒素が高い理由が施肥だということ、肥料に由来しますよということであるという中で、いつ肥料を蒔く時期なのかということと、やはり山梨なんかでも勝沼の方なんかでも肥料の累積の影響で硝酸性窒素が高い地域もあつたりしますので、そうした傾向なのかということをもう1回確認しておきたい。どういった見解で今、事業者サイドとしているのか。

(片谷会長)

よろしいですか。では、ご回答お願いします。

(事業者 佐倉)

硝酸性窒素、亜硝酸性窒素の濃度の調査結果から、私たちの考えている状況を説明したいのですが、ご質問では施肥を冬季にも行っていたのか、冬季には行っていないのではないのかというところで、調査結果と矛盾しているのではといった趣旨のご質問だったと思いますけれども。まず、調査結果としましては夏と冬の2回行っておるのですけれども、そこで、ほとんど濃度が同じで基準を超えているという状況がまず1つありました。そうしますと、濃度の変動としては、年的な変動はあまりないのかなと、1年中同じ濃度で推移しているのかなというのがまず1つあります。また、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素がどのように蓄積されて分析結果として現れてくるかということを見ると、年変動がないことと、この土壌が割と透水性が低い土壌で、粘土シルトの成分の土壌となっていたので、長期的に、少なくとも年という単位ではなくて、それ以上の、例えば10年以上、30年という周期で、だんだん地下に蓄積していくといった性状のかなと推測されますので、今回の地下水で検出されたものについては、そういった長期的な蓄積によってでてきたものと状況から判断してございます。

(片谷会長)

ありがとうございました。今のご回答も平林委員にお伝えください。最後、13ページで土橋さんが言われたB002について、これも平林委員のご指摘の件ですけれども、これも今日、何か説明をしていただいたほうがよろしいですか。

(土橋主査)

今回、事業者の方から、コメントと、今日少し補足する内容があれば、補足した内容を考える中で、整理したいなど考えるところではあるのですが、委員の皆様からこの見解についてアイデアがいただければと思います。

(片谷会長)

これは水質調査で、4回測られていて、非常に7月だけ濁度の値が高いという結果になっているということについての平林委員からのご指摘で、データとして不適ではないかというご指摘があったわけですが、この書類上で事業者からご回答いただいているのは、少なくともデータのミスではないということですね。なぜ突出して高いかということに関しては、今のところ明確な原因は分かっていないということのように読めるのですが、何かこれに対してまず事業者から、ご説明いただくことはありますでしょうか。

(事業者 村山)

こちらとしては、事業者見解に書かせてもらったこと以上は正直ございません。採水する時期ですとか、採水方法についてはミスとか問題はないだろうという観点では調査をさせてもらっていただいたので、そういった単純なミスではないと考えておるのですが、ただSSが高くなったという状況が、定常時の水質検査の結果として本当に代表する値として適切かというところは、年4回、季節に1回ですので、その部分は検証できないのですが、最初にお話したとおり、単なる分析ミスですとか、採水時期、降雨直後に採ってしまったとか、そういうことはないという風に考えております。

(片谷会長)

濁度とかSSですから、変動が激しいことは確かで、上流で何かしら特別なことがその日たまたま起こってれば、急に高い値が出てもおかしくはないですね。このあたり、坂本委員は何かご意見ありますか。要は1桁くらい値が大きくなってしまふことについて。

(坂本委員)

まずは、雨がどうだったのか。

(事業者 村山)

雨はないです。雨は過去5日間ない状況で採水しました。

(坂本委員)

そうすると、測り方はフィルターで行ったのですか。

(事業者 村山)

多分、お配りされている資料に採水時の写真がついていると思いますが、採水した水路は小さい水路で、水量が少ないと採水も非常に難しい状況だったので、そうしたことに注意しながら、採水させていただきました。他の季節については、それほど高くないSSだったのですけれども、夏だけが57という数値になっています。ただ他の4地点の河川の水質と比べましても、今回の場所がSSは非常に高いというのは確かな結果です。

(坂本委員)

写真で見ると結構浅いですね。

(事業者 村山)

特に水が少ないときは数cmですね。

(杉山委員)

この写真を見ても試料を採取するケースが底面について舞い上がっているようなので、仕方ないかもしれませんね。

(片谷会長)

採水する行為によって濁度を高めているということは起こりうるということですね。仮にそうだとしても、高いという気がしますが、ただ非常にもともと変動が大きく、特に水量が少ないところではすごく変動しますから、ありえない値ではないと、私個人は思います。ですから、何らかの値を大きくする要因があっただろうけれども、確たる原因は不明であるという解釈は問題ではないかなという気がします。

(杉山委員)

他の月に比べて、7月が明らかに、水位が低かったということはありませんか。

(事業者 村山)

基本的に常に水量は少なく、この時が異常に少なかったわけではなくて、他の月も少ない月がありました。

(坂本委員)

採水者の技術にもよるものではないか。

(事業者 村山)

こうした現場ですので、相当採水の方は注意させていただきました。しかしこういった結果も出ているので、その後、水質の部分は再測定を行い、そっくりの結果になってしまったのですが、バックグラウンドをちゃんと押さえようと試みたのですけれども。

(坂本委員)

他に10とかそのあたりで、11月の雨が降っても12ですからね。それにしても他と比べて高いというのもあり、採りにくいのかな。

(片谷会長)

この件については明確な理由はもう当日にさかのぼって調査することは無理ですので、これ以上議論しても仕方ないですね。

(角田委員)

この上流でボーリングをしていた時期があるのですが、時期が当たっているか分らないですが、調べてあります。

(片谷会長)

同じ時期に土に手を加えるような作業が行われていたという可能性はありますか。

(事業者 村山)

ボーリング調査はもっと前に行っておりますので、この時期は行われていません。

(片谷会長)

この調査の中ではない外的な要因で値が変化することも考えられますから、これは今となつては確認しようがないということで、やむを得ないのではないのでしょうか。少なくとも値の転記ミス等はないという事は確認していただけたということで、よろしいのではないのでしょうか。平林委員には今のやり取りは報告してください。

それでは、意見はだいたい出尽くしたような状況ではありますが。何か意見を言い忘れたという方がありましたら。福原委員どうぞ。

(福原委員)

先程申し上げましたことと似た意見ですが、こうした廃棄物を処理する施設は、全てのものが濃縮する傾向にあるわけです。ひとつの例で申し上げますと、こういう審査をする時に色々考えていかなければいけない。これはほとんどのことで通用するのではないかと思いますので、具体的に言うと、今回非常に大きな事故になっております東日本大震災以降の放射性物質の拡散等の問題ですけれども、そういうものがあるところにスポット的に濃度が高くなったとか、その理由はどうだとか、それから、私が現在住んでいるところで抜き打ち検査をしたら、お茶から検出されて出荷停止だといったように、後からどんどん出てきます。そうしますと、ゴミなどの流通などを考えてもどこでどのようなことが起きるか分からない、特に影響が長期間続くようなものに対しては、これから先はトレーサビリティというか追跡ができる体制を整えませんか、後で気が付いたときには想定外で遅れていたということがあってはいけませんので、そうしたことまで頭に入れながら考えていく時期になっているのではないのでしょうか。そういうことが万が一にもあってはいけませんけれども、浜岡原発もそうですし、もっとマクロ的に考えていかなければいけないような状況になっている気がしているので、当面直面するような問題に対することと、それこそ今まで想定もしなかったようなことにまで対応することの2つの切り口で慎重に行っていく必要があるのではないかと思います。こうしたことが皆様の中に少しでも頭の中に残ればと思います。

(片谷会長)

ありがとうございます。今のご意見については、重要なご指摘ですが、本日のこの案件に対して具体的にどうするかという事ではなくて、今後の技術指針の改定とか、今、条例の見直しも進行中ですけれども、そういう中に今後反映させていく話と考えます。放射性物質はともかく、災害とアセスメントの話というのはこれから必ず議論されて、災害対策にアセスメントをどう取り込むかは、恐らくそう遠からず議論が出てくると思いますので、そういう中でまた議論が行われ、反映されていくであろうと、私個人は考えます。

他にどなたか。よろしいでしょうか。事務局から、今、委員に確認しておきたい件はありますか。

(事務局 土橋主査)

ありません。あとはこれを整理する中で、お伺いしたいことは出てくるかと思えます。

(片谷会長)

ありがとうございました。それでは、今日の時点では意見が出尽くしたようですので、意見交換は終了とさせていただきたいと思います。

この後、事務局で今日の議論を踏まえて、知事意見をまとめていただくことになるわけですが、今、土橋さんからご発言がありましたように、まとめるプロセスの中で、各委員のご意見を確認させていただくことが予想されますので、問合せがありましたら、できる限り迅速なご対応をお願いしたいと思います。また、最初に申し上げましたが、10月19日が最終確認のための審議会とし、この日は別の大きな案件もございまして、この案件にあまり長い時間をかけることができないという事情もありますので、できるだけ早いうちに、10月19日に新規のご意見は極力避けていただきたいと思いますので、もし、今日の時点で気が付いていないことで新たに気付いた指摘事項があるという場合には、事前にできるだけ早く事務局にご連絡をいただきたいと思います。最初に申し上げたとおり、10月19日は意見交換を十分行う時間がございませんので、ぜひご協力をお願いしたいと思います。

あと、知事意見の成文化されたものの案は、大体いつ頃、皆様に送っていただける見込みでしょうか。大雑把な見込みで結構です。

(事務局 土橋主査)

今回は資料を送らせていただいたのが直前だったので、そういうわけにもいきませんので、2週間くらい前にはお届けできるようにしたいです。

(片谷会長)

10月上旬ということですね。

(事務局 土橋主査)

はい。

(片谷会長)

次回審議する知事意見の最終案は、各委員に送られるということですので、できるだけ早くご確認いただいて、修正点等があれば事務局にお返しいただくということにさせていただきたいと思います。

(坂本委員)

日本語的に分かりにくいところでも良いですか。

(事務局 土橋主査)

是非お願いします。

(片谷会長)

アセスの知事意見はなかなか難しいところで、やはり知事の意見ですので、官公庁用語で書かれますから、なかなか馴染みにくい部分もあるのですが、あまり分かりにくい表現というのも避けていただいた方が良くと思います。専門用語の適切な配置など、そういった文言レベルでのご意見も結構ですので、各委員のご協力をお願いしたいということでございます。

それでは、この議題につきましては以上とさせていただきたいと思います。

議題2)その他

(片谷会長)

議題の2番目は「その他」というタイトルになっておりますが、これは事務局から何か用意されたものがありますでしょうか。

(事務局 土橋主査)

資料5をご確認いただきたいのですが、これにつきましては今後の手続きがいよいよ具体的に動き出したということで、情報提供とお願いになります。

資料5ですが、新山梨環状道路の北区間の環境影響評価準備書手続きが9月26日から縦覧が開始されるということで、おそらく9月1日、こちらが確認したのが9月2日ですが、各関係市の広報に掲載されておりました。南アルプス市についてはホームページにも掲載されておりました。いよいよこのスケジュールで手続きが開始されることとなります。

先程ちょっと片谷会長からもお話がありましたが、いよいよこういった手続きが具体的に動き始めることとなります。リニアの方法書手続きも着々と準備を進めているようでございますので、恐らく次回以降は2本立てとか3本立てで、3本立ては幸い今回これで落ち着けばないとは思いますが、2本が並行して走るような形の中で、皆様にご協力いただければならないということで、非常に短期間で複数案件を見ていただいて申し訳ないですが、よろしくお願いたします。

(片谷会長)

ありがとうございました。今、説明がありましたように、これは大分前に方法書の審査をした案件ですが、ようやく準備書が出てくるということで、それから、リニアの方法書が出てくるということで、しばらく審議すべき内容が多い状況が、久々ですが、続きそうですので、委員の皆様方にはぜひご協力をよろしくお願いしたいと思います。

これ以外に、その他のその他ですが、何か、委員の皆様方からも、もし何かここで審議してほしいということがあれば、言っていただいて結構ですが、ございますか。

事務局からは。

(事務局 土橋主査)

あと、今の案件について、これはまだ具体的なところは全くないのですが、現地調査会みたいな形で、リニアと北区間、それから東区間、今後近いうちに出てくる可能性があるものについては、何回かに分けて、委員さんたちの日程が取れそうなきを狙って、何回かに分けて実施しようと考えています。あまり大人数で集めても委員さんもちょうと大変なので、小人数で集まっていたときがあれば、そういったところで調整をして、私どもも分かっている範囲内でご説明をさせていただきたいと思っております。おそらく北区間については次回、縦覧期間中ですので、そういった意味も兼ねまして、近いうちにちょっと見ておきたいというご意見がございましたら、お申し出いただければ、そのタイミングで設定しますので、よろしくお願いたします。

(片谷会長)

ありがとうございました。北区間については、方法書段階、当時から委員でいらした先生の多くは現地をご覧になっていると思うのですが、5年経っていますから、大分状況が変わっている可能性もありますし、時間的に可能な限り行っていただければよろしいかと思っております。リニアに関しては、全くの新規ですので、なるべく現地を見ていただいて、審議をしていただきたいと思います。それでは、

これについてはまた、別途、アナウンスがあるということですね。はい、ありがとうございました。
それでは、以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。皆様ご協力ありがとうございました。事務局にお返しします。

4 閉会

(進行 丸山課長補佐)

お疲れ様でした。これをもちまして、本日の環境影響評価等技術審議会を終了させていただきます。
本日はどうもありがとうございました。お疲れ様でした。